

# 第1回埼玉県日本語教育推進会議 次第

日時 令和2年7月28日（火）

10:00～11:30

場所 知事公館中会議室

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議事

（1）委員長の選任

（2）日本語教育推進会議の設置について

（3）日本語教育の推進に関する法律について

（4）埼玉県の在留外国人に関する現状について

（5）埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針（骨子案）

（6）今後の進め方

5 閉会

## 埼玉県日本語教育推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 地域の外国人等の日本語学習機会の確保や内容の充実を目指し、取り組むべき施策を総合的に推進するため、埼玉県日本語教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

## (委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が就任を依頼する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 外国人住民
- 三 日本語教育の推進に係わる活動を行っている者
- 四 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (委員長)

第4条 推進会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進会議の会務を総理し、会議を代表する。

## (審議事項)

第5条 推進会議は、次の事項を審議する。

- (1) 埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針に関すること。
- (2) その他日本語教育推進に関し必要な事項

## (会議)

第6条 推進会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認められる場合は、委員以外の職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (事務局)

第7条 推進会議の事務は、県民生活部国際課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

## 埼玉県日本語教育推進会議 委員名簿

氏 名	所属・役職等	分 野
い うんみ 李 銀美	チング・ともだち代表	外国人住民
くりた みわこ 栗田 美和子	株式会社クリタエイムデリカ 代表取締役	企 業
さとう ぐんえい 佐藤 郡衛	独立行政法人国際交流基金 日本語国際センター所長	学識経験者
ジャリヤヌソン ジェット	留学生 (埼玉大学大学院人文社会科学研究科)	外国人住民
たかはし ゆきひろ 高橋 幸大	所沢市教育委員会 教育総務部社会教育課主任	市町村
たかやなぎ ななえ 高柳 なな枝	地球っ子クラブ 2000 代表	NGO
のほら ゆかり 野原 ゆかり	獨協大学国際教養学部 言語文化学科准教授	学識経験者
まつお きょうこ 松尾 恭子	公益社団法人国際日本語普及協会 講師	日本語講師
やまお みえこ 山尾 三枝子	埼玉日本語ネットワーク代表	NGO

欠席

(50音順)

**目的（第一条関係）**

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

**定義（第二条関係）**

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

**基本理念（第三条関係）**

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

**国の責務等（第四条—第九条関係）**

- ・国の責務
- ・地方公共団体の責務
- ・事業主の責務
- ・連携の強化
- ・法制上、財政上の措置等
- ・資料の作成及び公表

**基本方針等（第十条・第十一条関係）**

- ・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求め**る。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

**基本的施策（第十二条—第二十六条関係）****国内における日本語教育の機会の拡充**

- ・**外国人等である幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・**外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民**に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

**日本語教育の水準の維持向上等**

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

**海外における日本語教育の機会の拡充**

- ・**海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

**日本語教育に関する調査研究等**

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

**地方公共団体の施策**

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

**日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）**

- ・**政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

**検討事項（附則第二条関係）**

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

# 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

## 第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

### 1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

### 2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

### 3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

### 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

### 1 日本語教育の機会の拡充

#### (1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

#### (2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等）

### 2 国民の理解と関心の増進

### 3 日本語教育の水準の維持向上等

#### (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等

#### (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等

### 4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

### 5 日本語能力の評価

「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施

### 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

## 第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

### 1 推進体制

### 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

# 埼玉県日本語教育推進の基本的な方針の策定について

## 1. 日本語教育の推進に関する法律公布・施行（令和元年6月28日）

日本語教育の推進による外国人住民の日常及び社会生活の円滑化、共生社会の実現や国・地方公共団体の施策の実施や基本方針の策定を規定



## 2. 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）

日本語教育の推進の基本的な方向（国及び地方公共団体の責務等）

日本語教育の推進の内容に関する事項（児童生徒、被用者への日本語教育、地域日本語教育等）



日本語教育推進法  
第11条

地方公共団体は基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

## 3. 埼玉県日本語教育推進の基本的な方針

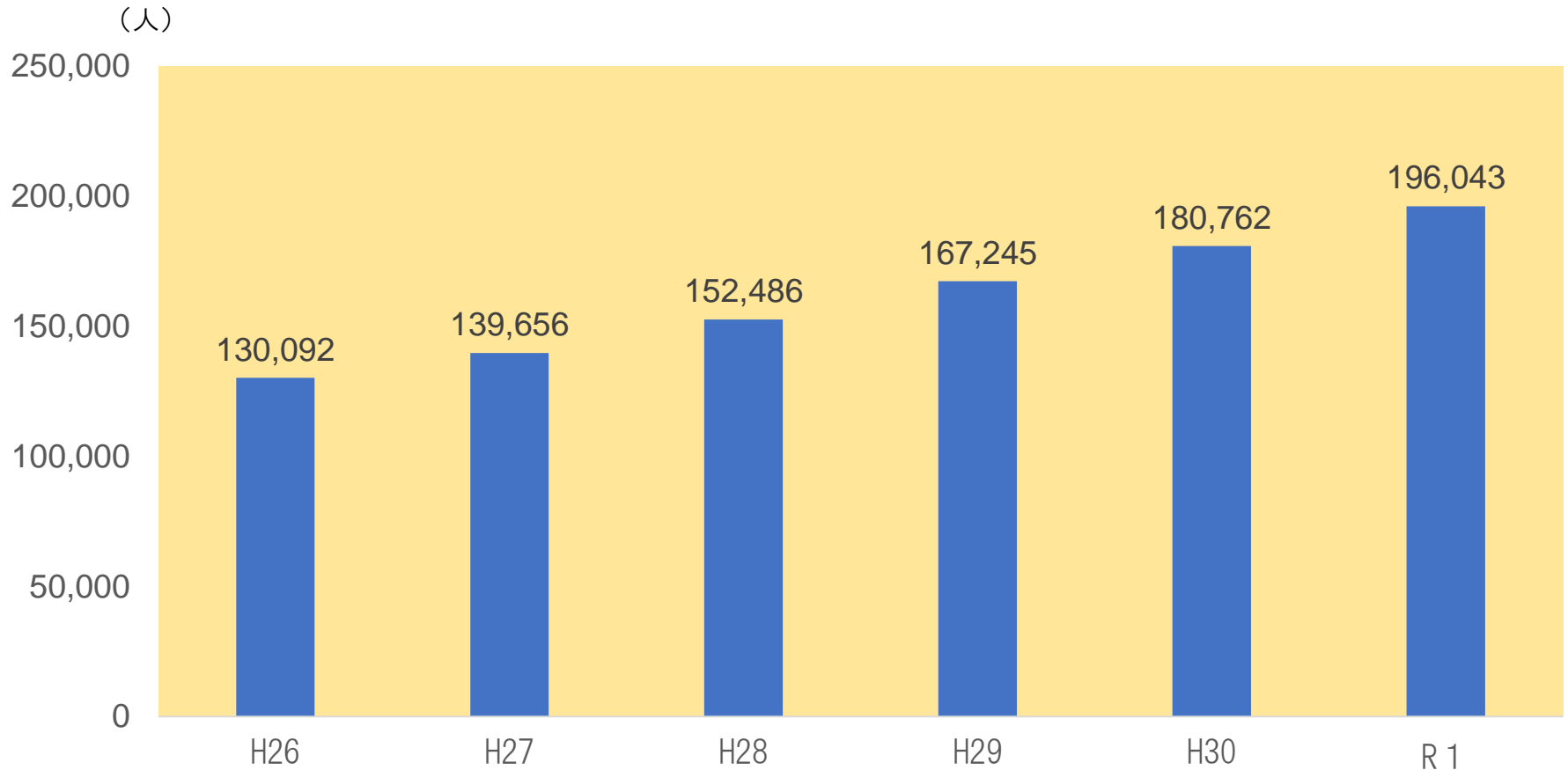
日本語教育推進法の施行を受け、地域の外国人等の日本語学習機会の確保や内容の充実に向けて、県の日本語教育の基本的な方向を示す方針

地方公共団体は、政府の基本方針を参酌して策定

- 日本語教育推進の基本的方向
- 日本語教育の推進の内容に関する事項
- 日本語教育の推進体制

# 県内の在留外国人数の推移

資料6 埼玉県の在留外国人の現状について

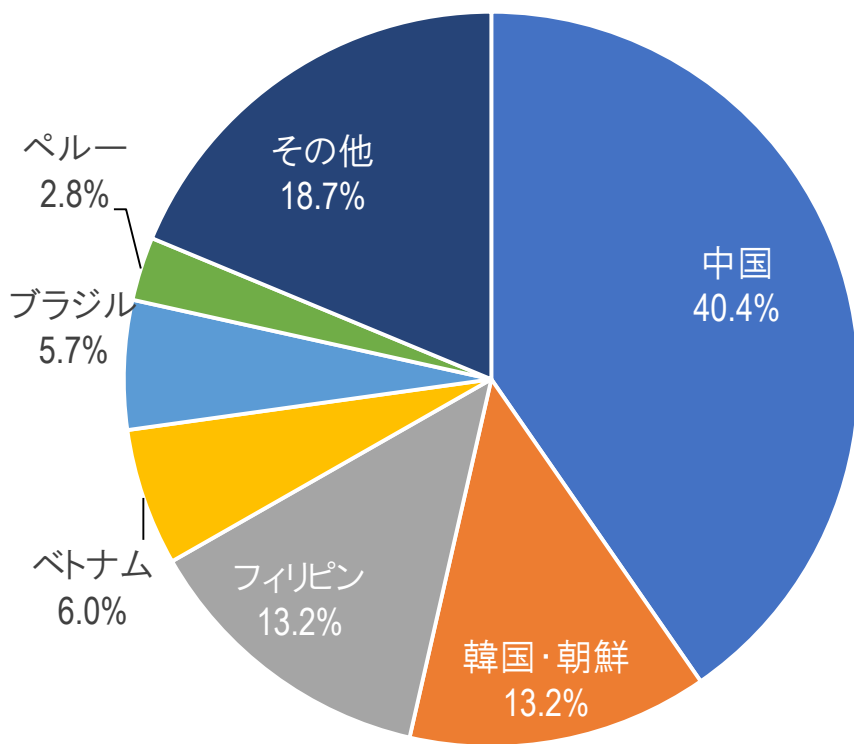


出典：法務省「在留外国人統計」

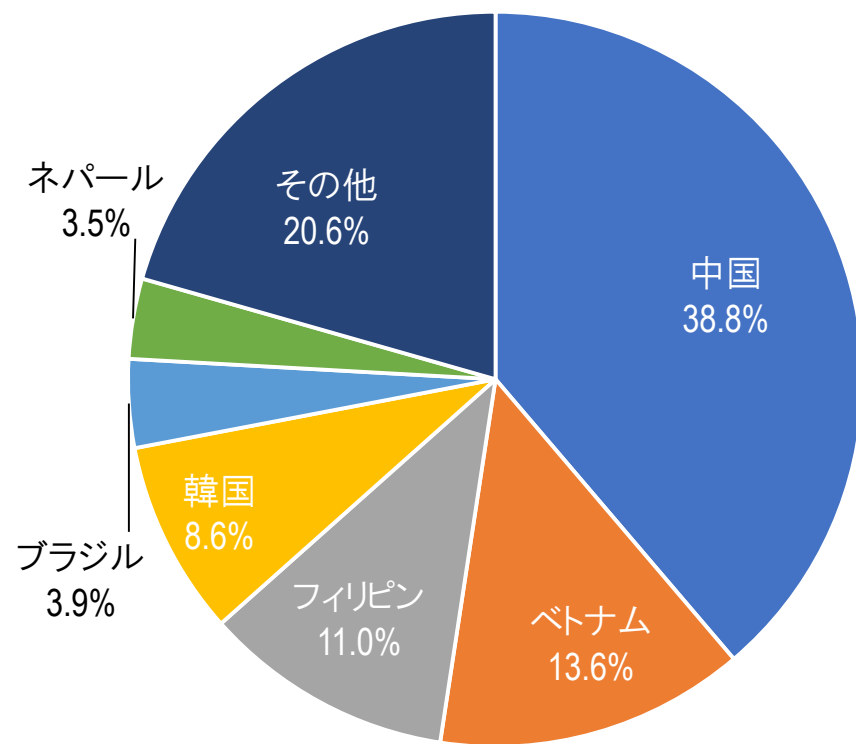
- 埼玉県の在留外国人数は、平成26年の約13万人から令和元年の約19万6千人に過去5年間で6万人以上増加している。

# 県内在留外国人の国籍・地域別の割合（埼玉県）

平成26年



令和元年



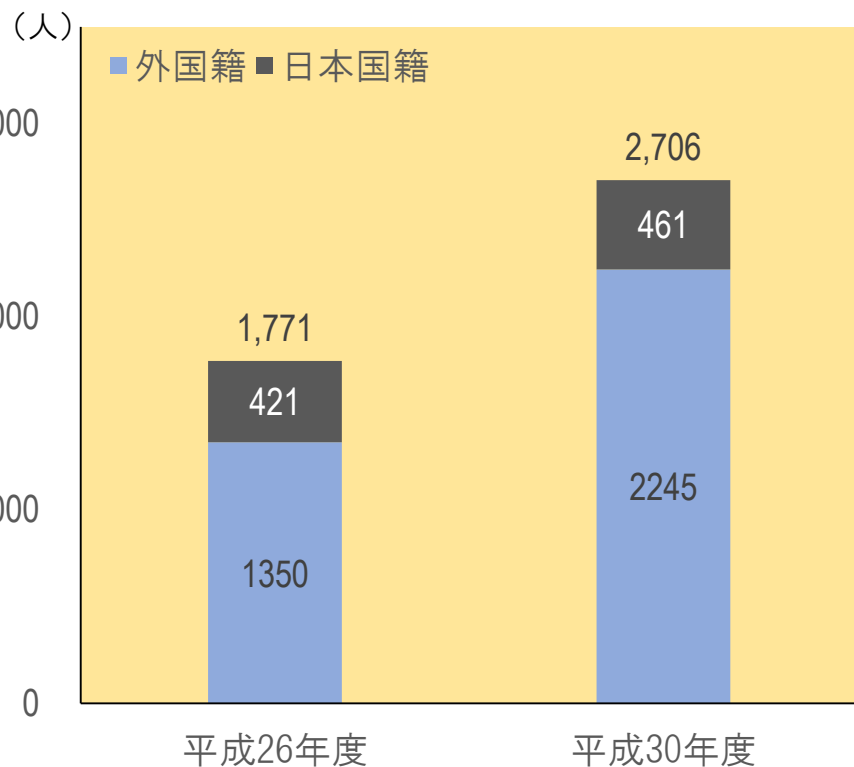
出典：法務省「在留外国人統計」

○平成26年と令和元年を比較すると、ベトナムの比率が6%から13.6%と倍増している。また、ネパールも1.7%から3.5%と倍増している。

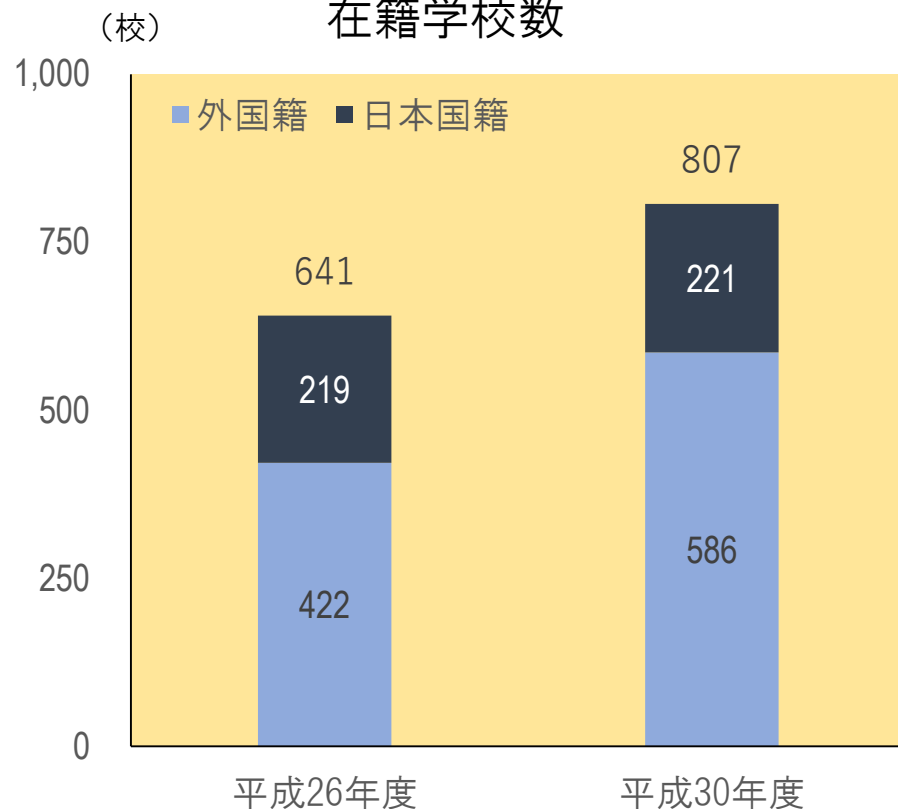


# 県内の日本語指導が必要な児童生徒数及び在籍学校数

## 児童生徒数



## 在籍学校数



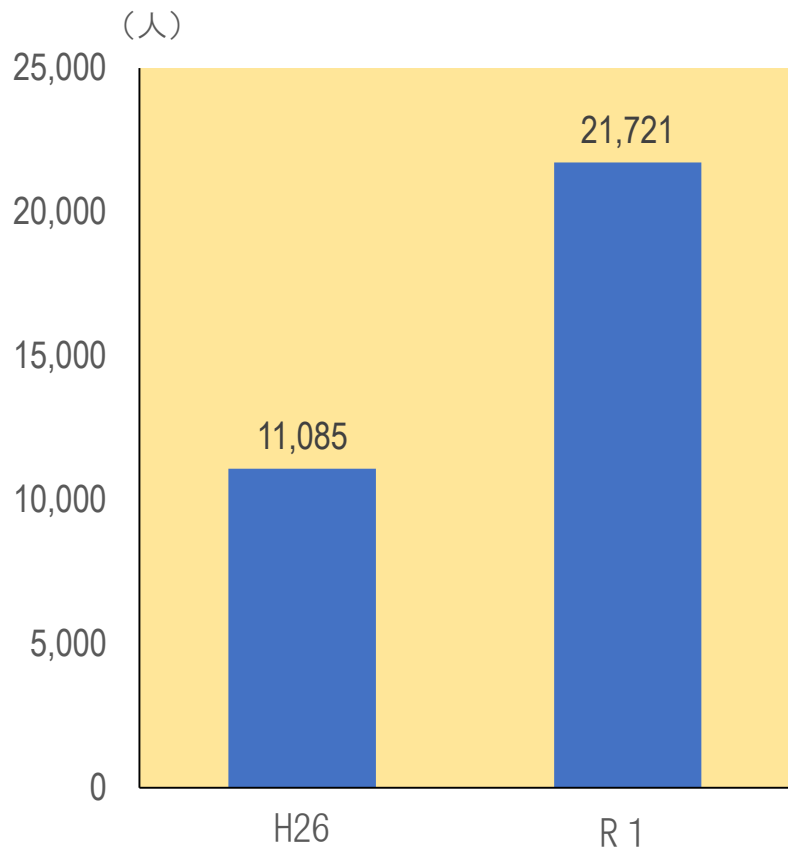
※「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

出典：文部科学省 「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」

- 日本語指導が必要な児童生徒数は、過去4年間で平成26年度の1,771人から平成30年度の2,706人と約1.5倍に増加している。
- 在籍学校数は641校から807校と約1.3倍に増加している。

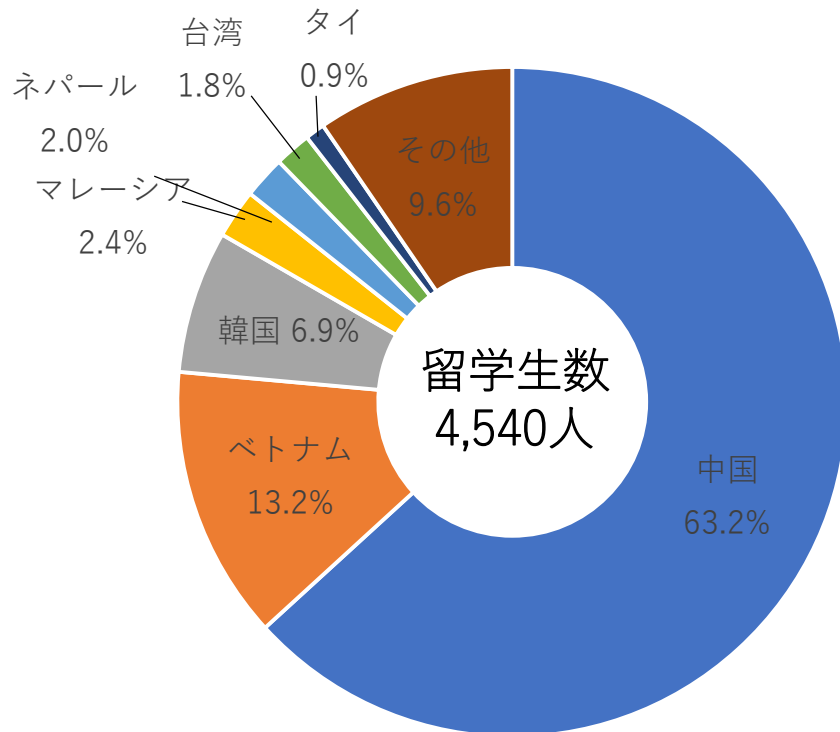
# 県内外国人留学生数

## 在留資格「留学」の推移



出典：法務省 「在留外国人統計」

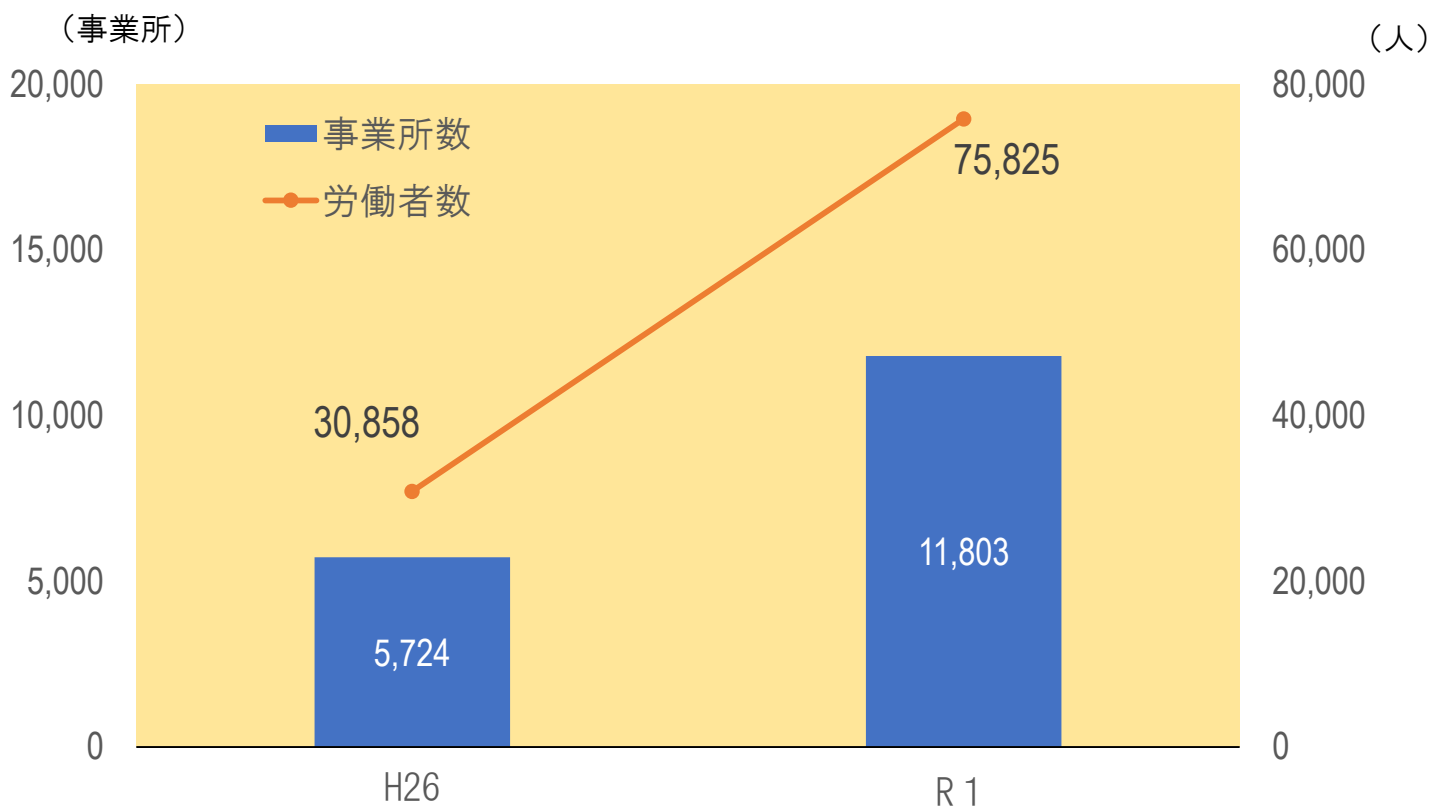
## 県内のキャンパスに通学する外国人留学生 (令和元年)



埼玉県留学生交流推進協議会「外国人留学生数等調査結果」から、国籍・地域が公表されている人数をもとに県作成

- 県内留学生数は、過去5年間で約2倍になっている。
- 県内のキャンパスに通学する外国人留学生の国籍・地域は、中国（63.2%）、ベトナム（13.2%）、韓国（6.9%）の順となっている。

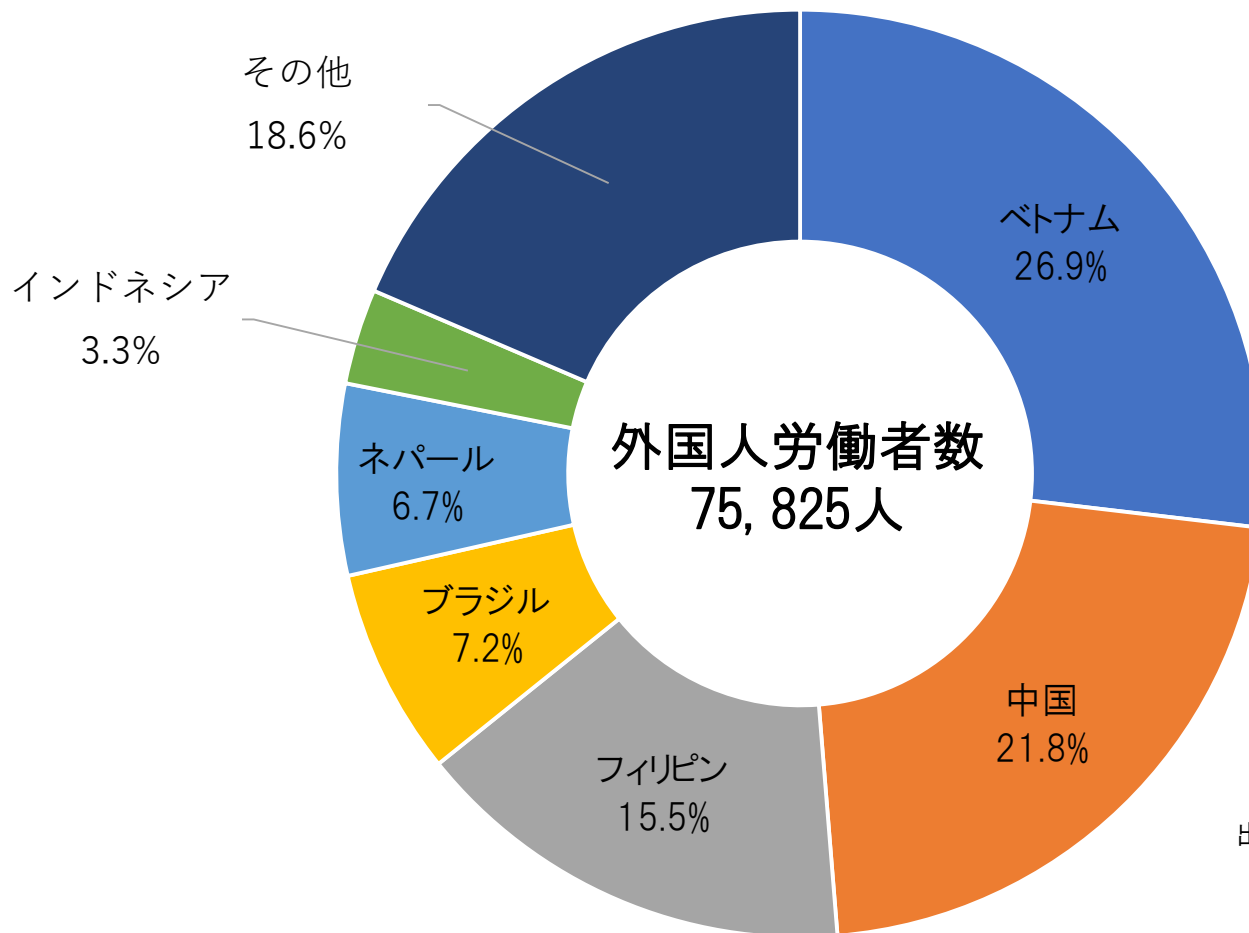
# 県内の外国人労働者数及び外国人雇用事業所数の推移



出典：埼玉労働局 「令和元年10月末現在における外国人雇用状況の届出状況について」

- 平成26年から令和元年までの5年間で、外国人労働者数は約3.1万人から約7.6万人と約2.5倍に増加している。また、外国人雇用事業所は5,724事業所から11,803事業所と約2.1倍に増加している。

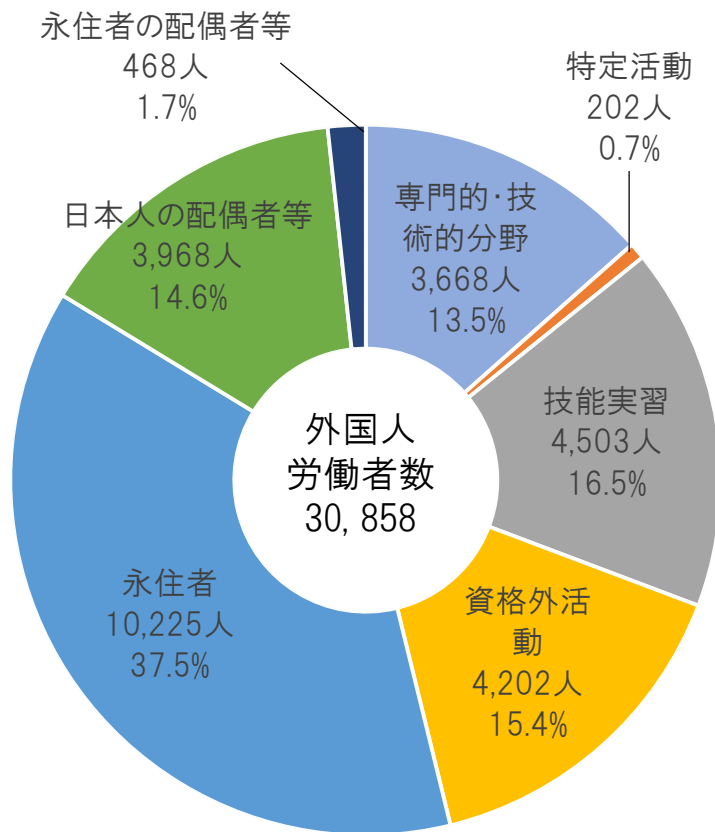
# 県内の国籍別外国人労働者の割合（令和元年）



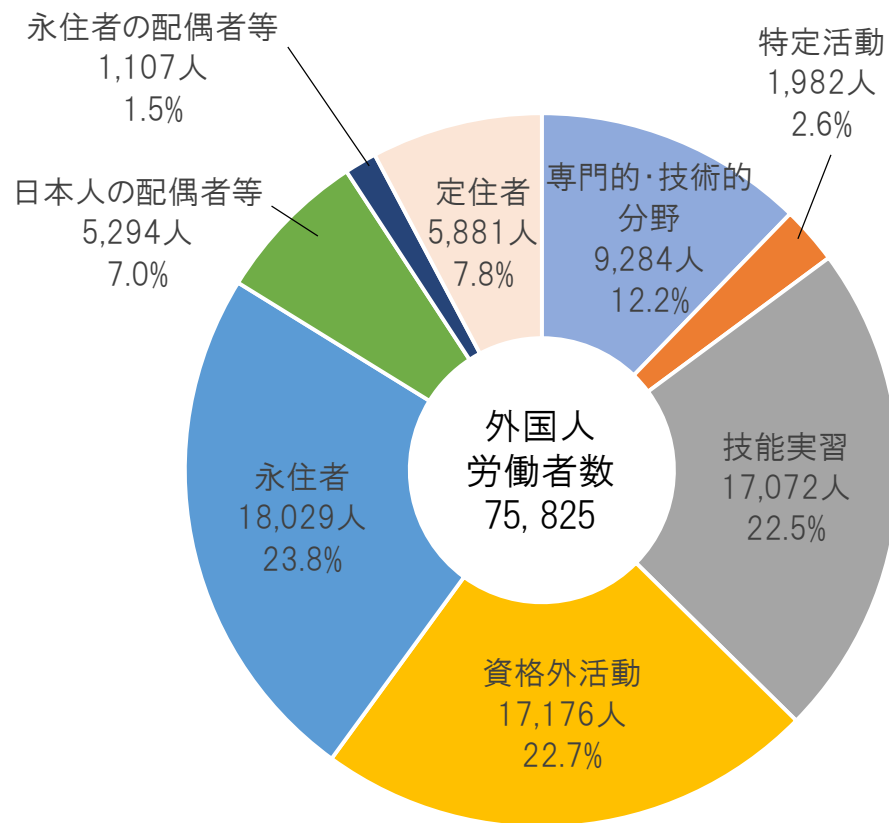
○ 国籍別外国人労働者の割合は、ベトナムが26.9%で最も多く、次いで中国21.8%、フィリピン15.5%の順となっている。

# 県内の在留資格別外国人労働者数

平成26年



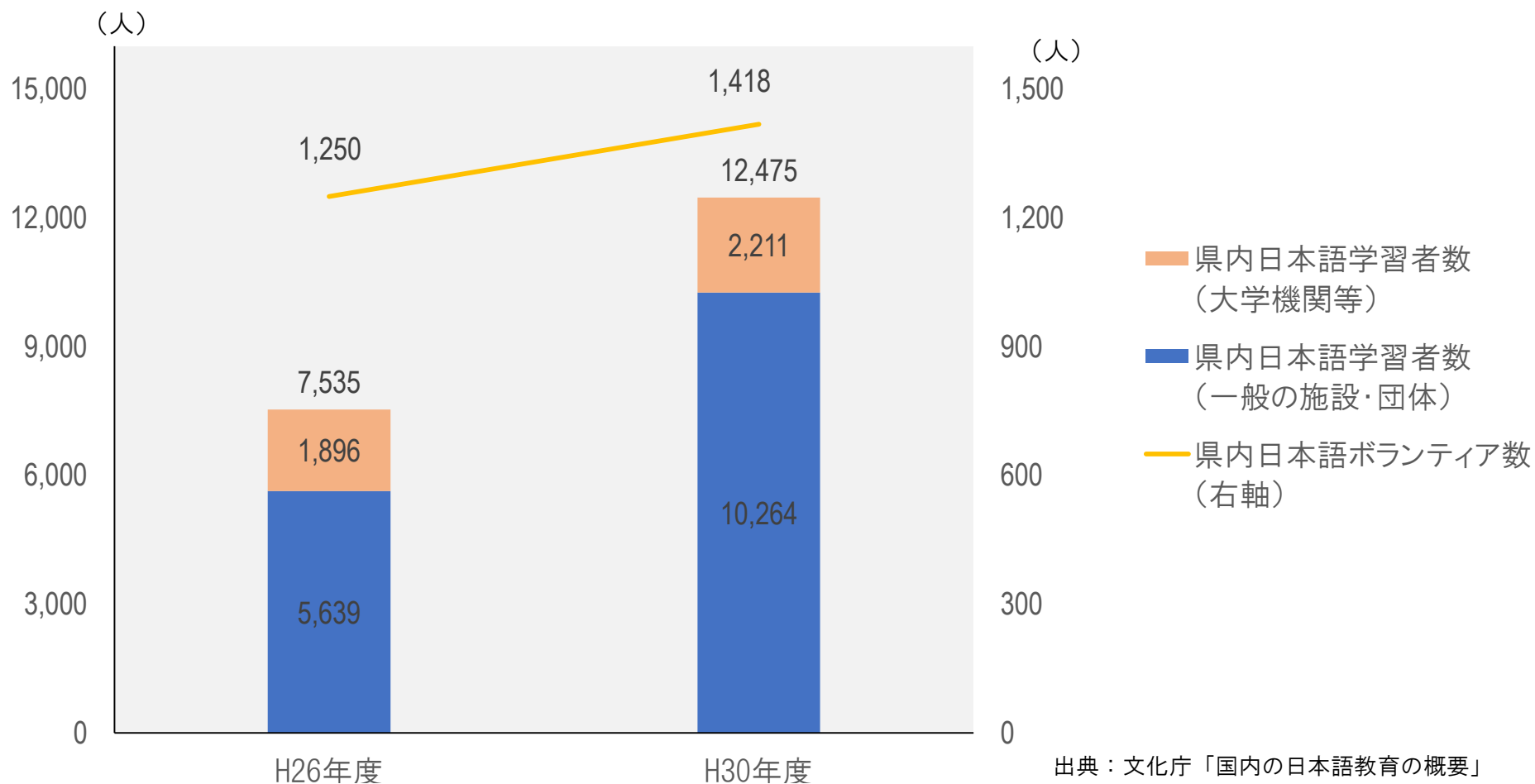
令和元年



出典：埼玉労働局「外国人雇用状況」の届出状況について

○ 在留資格別外国人労働者数では、県内技能実習者数が平成26年から令和元年までの5年間で、4,503人から17,072人と4倍近く増加している。

# 県内の日本語学習者数及び日本語ボランティア数の推移



○ 大学等機関を除いた県内の日本語学習者は、4年の間に約1.8倍になったのに対し、日本語ボランティア数は、約1.1倍にとどまっている。

## 埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針 (骨子案)

### 第 1 章 日本語教育推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
- 2 県の責務
- 3 市町村・国際交流協会・事業主・NGO など地域の日本語教育に携わる関係者との連携

### 第 2 章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 県内における日本語教育の機会の拡充
  - (1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
  - (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
  - (3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育
  - (4) 地域における日本語教育
- 2 県民の理解と関心の増進
- 3 地域における日本語教育人材の発掘・育成
- 4 日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供
  - (1) 日本語教育に関する進捗・現状把握等
  - (2) 日本語教育に関する情報の提供等

### 第 3 章 日本語教育の推進体制

## **第1章 日本語教育推進の基本的な方向**

### **1 日本語教育推進の目的**

日本語教育の推進は、県内に居住する外国人等が日常生活及び社会生活を県民と共に暮らすことができる環境整備に資するとともに、地域の理解と関心を深める上で重要である。

また、日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現するとともに、各国・地域との交流を促進していく。

### **2 県の責務**

県は、日本語教育推進法に基づき、市町村等の日本語教育に携わる関係者との役割を踏まえつつ、庁内関係部局や関係機関と連携しながら、県内の各地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を策定し、その実施に努める。

### **3 市町村・国際交流協会・事業主・NGO など地域の日本語教育に携わる関係者との連携**

県は、市町村、国際交流協会、外国人等を雇用する事業主、NGO など地域の日本語教育に携わる関係者と連携して施策を策定し、その実施に努める。



## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

### 1 県内における日本語教育の機会の拡充

#### (1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

県は、帰国児童生徒・外国人児童生徒などが学校生活へ円滑に適応できるよう、日本語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成などの教育支援の充実を図る。

また中学校夜間学級については、生徒の約6割を外国籍の者が占めており、義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関であることを踏まえ、教職員の配置や教育内容の充実、教職員の研修等により、中学校夜間学級における体制整備を支援する。

#### 【取組のイメージ】

- ・ 日本語の指導を行うための教員等の配置
- ・ 実践的な教員研修の実施
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成
- ・ 教職員の配置や教育内容の充実、教職員の研修等により、中学校夜間学級における体制整備を支援

#### (2) 外国人留学生等に対する日本語教育

在留資格「留学」による県内外国人留学生（以下「留学生」という。）は、平成26年の約1万1千人から令和元年には約2万2千人となり、約2倍に増加している。また、県内の在留外国人全体に占める割合も約8.8%から約11.5%に増加している。

留学生は、留学を通じて高度な知識・技能を身に付けた専門性を有する人材であり、地域社会や文化への理解も深まっていることから、留学を終えた後の県内への定着・活躍が期待される。

留学生の留学後の県内への定着を図るため、留学生を対象に就職後の職場における円滑なコミュニケーション能力や業務・日常生活で必要となる日本語能力の習得を支援する。

#### 【取組のイメージ】

- ・ 留学生の卒業後の就職に必要な日本語学習に対する支援
- ・ 文化庁が作成した日本語教材の普及・啓発

### (3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育

国内の外国人労働者は、製造業、建設業、卸売・小売業、医療・福祉など様々な分野で就労している。平成26年から令和元年までの5年間で、外国人雇用事業所は5,724事業所から11,803事業所と倍増している。外国人労働者は、約3万1千人から約7万6千人と約2.5倍に増加している。

在留資格では、技能実習生が平成26年から令和元年までの5年間で、約4,500人から約1万7千人と4倍近く増加しており、また平成31年4月に導入された特定技能制度による外国人労働者も今後増加が見込まれる。両制度とも事業主や監理団体、登録支援機関による日本語教育が行われる。

このような状況の中、県は、監理団体等との適切な役割分担を踏まえて、事業主がその雇用する外国人等に対して行う、業務上必要とする専門的な日本語や職場における意思疎通に必要な日本語等の学習機会の提供を支援していく。

#### 【取組のイメージ】

- ・ 事業主への埼玉版カリキュラムの普及
- ・ 外国人等を雇用する医療・介護施設等が日本語学習を行うための支援

### (4) 地域における日本語教育

県内在留外国人は、過去5年間一貫して増加しており、毎年約7～9%の増加率で推移している。外国人等住民の増加により必要な日本語教育が多様化している。様々なニーズに応えるため、日本語教師、行政、国際交流協会、ボランティア、NGO等が、学習支援・教室運営等の地域における日本語教育を担っている。一方、日本語教室の設置状況は地域により差がみられる。

そのため、県は、市町村、国際交流協会、NGOなど地域の日本語教育に携わる関係者と連携し、県内各地域の実情に応じた日本語教育を支援する。文化庁が作成するカリキュラムの普及やICT教材の活用研修の実施により、外国人等住民に必要な日本語学習が提供され、学習内容が一定の水準を維持できるよう支援する。

#### 【取組のイメージ】

- ・ 外国人等が一定以上いる空白地域の日本語教室の状況の調査
- ・ 日本語教室が開催されていない地域でのICT教材の普及
- ・ 公益法人、大学、NGO等の日本語教育・人材育成の先進取組の支援

- ・ 地域コーディネーター候補者の育成
- ・ 地域の日本語教育に携わる人材への研修の実施
- ・ 外国人等を含めた地域住民の日本語教育に対する理解を深めるための情報発信
- ・ 外国人児童や保護者等の地域の日本語講座や交流会への参加の促進

## 2 県民の理解と関心の増進

外国人等が地域の一員として受け入れられ、地域に参加し共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが重要となる。

日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性につながる基盤であることから、県は、外国人等を受け入れる地域住民の理解を促進するための普及啓発に取り組む。

国際交流イベントでの普及啓発を通じて、日本語教育に関心が薄い人や若者に日本語教育を身近に感じ関心を高めてもらうことで、将来日本語学習に携わる関係者を増やしていく。

### 【取組のイメージ】

- ・ 県民が多く参加する国際交流イベント（国際フェア等）での普及啓発
- ・ 外国人等を含めた地域住民の日本語教育に対する理解を深めるための情報発信（再掲）

## 3 地域における日本語教育人材の発掘・育成

様々な背景を持つ外国人等住民の増加により、質の高い日本語教育が必要とされている。

これを受けて県は、地域で日本語教育に従事する者（以下「日本語教育人材」という。）の養成や、資質・能力を向上させるための研修の実施などを通じて、日本語教育人材の発掘・育成に努める。

### 【取組のイメージ】

- ・ 日本語教育人材の養成、資質・能力の向上を目的とした研修の実施
- ・ 日本語教育人材の養成・研修のためのカリキュラム開発・普及
- ・ 地域日本語コーディネーターを育成するための候補者の育成と文化庁実施研修への受講の促進

- ・ 市町村の日本語教育担当者を対象とした研修の実施
- ・ 地域の日本語教育人材として JICA 協力隊員や日本語パートナーズの OG・OB の活用
- ・ 文化庁が作成した日本語教育を行う者向け教材の普及
- ・ 教材等の情報共有や相互協力を促す日本語教室のネットワーク形成

#### **4 日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供**

##### **(1) 日本語教育に関する進捗・現状把握等**

外国人等住民の増加や日本の社会や文化への関心の高まり等により、日本語学習者が増加傾向にあるほか、日本語学習を希望する外国人等の日本語能力や学習目的も多様化が進んでいる。

県は、今後の取組の改善に役立てるため、必要に応じて日本語学習の実態を把握して課題を見つけ出すための調査を実施する。

##### **(2) 日本語教育に関する情報の提供等**

日本語の学習を希望する外国人等をはじめ、日本語教育に携わる関係者や地域住民、企業等の受入れ側が、日本語教育に関する必要な情報にアクセスできるよう、県は、ホームページや SNS を通じて、埼玉版カリキュラム、ICT を活用した文化庁の学習教材、地域の日本語教室の情報、市町村の日本語教育の担当部署等をウェブサイトに掲載し、適宜情報提供を行う。

### **第3章 日本語教育の推進体制**

県は、学識経験者、市町村、NGO 等の意見を聴きながら、関係部局が連携し日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進する。

## 今後の進め方について

7月28日 第1回日本語教育推進会議  
・埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針（骨子案）



（各委員の意見を踏まえて基本方針案を作成）



10月（予定） 第2回日本語教育推進会議  
・埼玉県日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（案）



（各委員の意見を踏まえて方針を作成）



令和2年度中 方針策定・公表  
（予定）